

## 相続専用定期預金

(平成 28 年 4 月 1 日現在適用中)

	項 目	内 容
1	商 品 名	・相続専用定期預金
2	販 売 対 象	・金融機関（当行以外の金融機関も含む）で相続手続完了後、1年以内に相続により取得した資金でお預け入れいただける個人のお客さま
3	期 間	・3か月、6か月
4	預 入 方 法 (1) 預入方法 (2) 預入金額  (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一括でのお預け入れとなります</li> <li>・スーパー定期預金 100 万円以上</li> <li>・大口定期預金 1,000 万円以上</li> <li>※相続により取得した金額が預入金額の上限となります</li> <li>・1円単位</li> </ul>
5	払 戻 方 法	・満期日以後に一括して払い戻します
6	利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預入時の店頭表示の利率＋当行所定の優遇利率を初回満期日まで適用します</li> <li>・満期日以後に一括して支払います</li> <li>・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算</li> </ul>
7	手 数 料	—————
8	付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合口座の担保とすることができます (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率)</li> </ul>
9	税 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税</li> <li>※平成25年1月1日以降平成49年12月31日までの間に受取るお利息は、復興特別所得税を付加した20.315%の源泉分離課税となります</li> <li>・個人のお客さまで要件を満たす場合は、マル優の扱いができます</li> </ul>
10	預 金 保 険	・預金保険対象商品です（1金融機関につき1人当たり、元本1,000万円までとその利息等が保護されます）

項	目	内 容
11	中途解約時の取扱い	<p>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します</p> <p>【スーパー定期預金でお預け入れの場合】</p> <p>・解約日における普通預金の利率</p> <p>【大口定期預金でお預け入れの場合】</p> <p>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します</p> <p>(1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次の①、②および③(②および③の算式により計算した利率の小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、③の算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします)のうち、最も低い利率</p> <p>① 解約日における普通預金の利率</p> <p>② 約定利率×70%</p> <p>③ 約定利率－<math>\left[ \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}} \right]</math></p> <p>(2) 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次の①および②の算式により計算した利率（小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、②の算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率</p> <p>① 約定利率×70%</p> <p>② 約定利率－<math>\left[ \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}} \right]</math></p> <p>なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書表面（通帳は所定欄）記載の満期日（継続をしたときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます</p>
12	金利情報の入手方法	<p>・店頭備え付けの金利ボードをご覧くださいか、窓口にお問い合わせください</p>
13	確 認 資 料	<p>※相続により取得した預金等の金額および取得した日が確認できる資料をご持参下さい</p> <p>・遺産分割協議書の写し</p> <p>・金融機関に提出した相続手続依頼書等の写し</p> <p>・戸籍謄本、被相続人の除籍謄本の写し</p> <p>・遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済みのもの）の写し</p> <p>・被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し など</p>
14	その他参考となる事項	<p>・店頭窓口でのみお預け入れいただけます</p> <p>・お預け入れは、通帳式（総合口座通帳または定期預金専用通帳）の自動継続式定期預金となります</p> <p>・相続専用定期預金は、お1人さまあたり相続預金受取額を限度とさせていただきます</p> <p>・ただし、1度相続専用定期預金にお預け入れいただいた定期預金の解約金による再度の相続定期預金へのお預け入れはできません</p> <p>・満期日以後の適用金利は、満期時点の店頭表示利率が適用になります</p> <p>・金利情勢等によりお取扱いを変更・中止させていただく場合がございます</p>

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会  
連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017-109